

自動集積される大量データの法的保護

早稲田大学法学学術院教授 上野 達弘



要 約

あらゆる物がインターネットに接続される IoT (Internet of Things) 時代において、物から自動集積される大量のデータ (ビッグデータ) が高い経済的価値を持つことに、大きな注目が集まっている。しかし、そのように自動集積される大量データの法的な位置付けは必ずしも明確でない。わが国では、自動集積される大量データは、著作権法、不正競争防止法、不法行為法、あるいは契約法によって一定の法的保護を受けられる場合があるが、それぞれに限界がある。そこで、立法論としては、何らかの新たな法的保護を導入すべきかどうか問題となり、それは最近の日本政府における政策課題の一つにもなっている。

本稿は、今後の議論の前提として、自動集積される大量データについて、現行法上の保護の可能性を概観した上で、適切な保護と円滑な利活用を促進する立法論について若干の検討を試みるものである。

目次

- I はじめに
 - 1 IoT (Internet of Things)
 - 2 問題の所在
- II 現行法上の保護
 - 1 著作権法による保護
 - 2 不正競争防止法による保護
 - 3 不法行為法による保護
 - 4 契約法による保護
- III 立法論
 - 1 問題の所在
 - 2 検 討
- IV おわりに

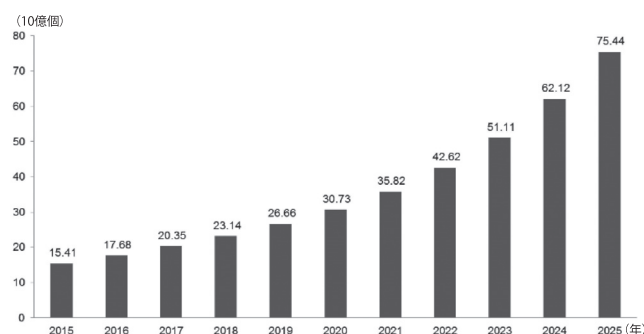
I はじめに

1 IoT (Internet of Things)

本稿に与えられた課題は、「IoT / ビッグデータと著作権等」というものである。「IoT」(Internet of Things) とは「モノのインターネット」とも呼ばれ、コンピュータや通信機器のみならず世の中に存在する多種多様な物がインターネットに接続され、その物が感知・取得した情報の通信や相互作用が可能な状態を意味する。わが国の法令でも、2016年12月7日に可決成立した官民データ活用推進基本法 [平 28 年法 103 号] 2 条 3 項において、「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」という文言が用いられ、「インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物

から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術であって、当該情報の活用による付加価値の創出によって、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するもの」と定義されている⁽¹⁾。

実際のところ、インターネットに接続されている物 (「IoT 機器」と言われる) の数はますます増えつつある。ある推計によると、IoT 機器の数は、2015 年時点で 154 億個、2020 年までに 307 億個、そして、2025 年までに 754 億個に増大するという (図)⁽²⁾。そうした膨大な数の IoT 機器に搭載されたセンサー等を通じて自動的に収集された大量のデータ (いわゆるビッグデータ) はサービスの効率化やマーケティング等にとって有益な情報であるため、その高い経済的価値に大きな注目が集まっている⁽³⁾。



図：IoT 機器の数 (推計)

2 問題の所在

もっとも、そのように自動集積される大量データは、法的な位置付けが必ずしも明確でない。もちろん、自動集積される大量データは、著作権法や不正競争防止法など、現行法上も一定の法的保護を受けられる場合があるが、それぞれに限界がある。そこで、立法論としては、新たな法的保護をさらに導入すべきかどうか問題となり、それは最近の日本政府における政策課題の一つにもなっている。

例えば、知的財産戦略本部が2016年5月9日に公表した「知的財産推進計画2016」は、IoTの発展等を受けて、「付加価値の源泉としてビッグデータが大きな価値を持つようになってきている」とした上で、「様々な態様のデータベースが出てきている中、現行の著作権法では保護が難しいと考えられる『創作性が認められにくいデータベース』について、海外の動向や契約等による保護の実態等に照らしつつ、保護の要否や方法について検討を進めることが必要である」と述べている⁽⁴⁾。

その後、同年10月、知的財産戦略本部に「新たな情報財検討委員会」が設置され、「IoT等で大量に蓄積されるデジタルデータについては、現行制度上、誰にどのような権利が生じているのか、どのように保護すべきかなど、その保護の在り方についての検討が十分になされていない。また、その活用についても、データの価値の判断が困難であることやプライバシー等の不安などから取引が活性化せず、死蔵されて十分な利活用がなされているとは言えない。さらに、データ集積等において一部のプラットフォーマーなどの優位性が固定化される懸念があるとの指摘もある。こうした課題を踏まえ、データの保護・利活用のサイクルを活性化させ、産業競争力強化を図るため、関係省庁の取組も踏まえつつ、知財制度上の保護・利活用の在り方について検討する」として⁽⁵⁾、2017年2月現在も検討が続けられている。

また、同月、経済産業省に「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」が設置され、「人工知能やIoTの活用によって、利活用可能なデータが増加するとともに、それを加工・処理する関連技術が急速に発達する第四次産業革命」において「データの利活用促進に向けた制度の検討」を行うことが課題の一つとされている⁽⁶⁾。

このように見てくると、自動集積される大量データ

については、これに関する立法論の検討が今後も展開されるものと考えられる。

そこで本稿は、今後の議論の前提として、自動集積される大量データについて、現行法上の保護の可能性を概観した上で、その適切な保護と円滑な利活用を促進する立法論について若干の検討を試みるものである。

II 現行法上の保護

1 著作権法による保護

(1) 前提

第一に、自動集積される大量データは、著作物として保護される可能性がある。

著作権法は、「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定している（著作権法12条の2第1項⁽⁷⁾）。ここにいう「データベース」とは、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」と定義されている（同法2条1項10号の3）。ここにいう「情報の選択」とは、情報の集合物に、どの情報を収録するかを決定する行為であり、他方、「体系的な構成」とは、情報の集合物について、コンピュータによる検索を可能化または効率化する行為と解される。

(2) 検討

自動集積される大量データは、デジタルデータである以上、コンピュータを用いた検索が可能であるため、「データベース」に該当する場合が多いと考えられるが、これが著作物として保護されるためには、「情報の選択」または「体系的な構成」の少なくともどちらかに創作性が必要である。これについて以下の点を指摘しておきたい。

1つ目に、「情報の選択」についてである。自動集積される大量データは、「自動集積」されるものである以上、創作的な「選択」が行われていないとも考えられる。ただ、たとえ情報の収集自体は自動的・機械的になされるとしても、世の中に膨大な情報が存在する中でどのような種類の情報が自動集積されるようにするかという設定の段階で、あるいは、自動集積された情報に対する加工の段階で、創作的な「選択」が行われたと評価できる可能性がある。もちろん、その選択が抽象的に過ぎる場合は表現に当たらず、また、ありふ

れていれば創作性が否定され、いずれの場合も著作物には当たらないが、一定の具体性のある選択が結果として創作的表現と認められる場合はあり得るように思われる。

2つ目に、「体系的な構成」についてである。自動集積される大量データは、そのままでは創作的な「体系的な構成」が行われていないとも考えられる。ただ、どのような分類項目で情報が自動集積されるようになるかという設定の段階で、あるいは、自動集積された情報に対する加工の段階で、創作性のある「体系的な構成」が行われたと評価できる可能性がある。もちろん、その体系的な構成が抽象的に過ぎる場合は表現に当たらず、また、ありふれていれば創作性が否定され、いずれの場合も著作物には当たらないが、一定の具体性のある体系的な構成が結果として創作的表現と認められる場合はあり得るように思われる。

3つ目に、著作権法上の著作物（著作権法2条1項1号）と言えるためには、人間が「思想又は感情を創作的に表現した」ことが必要と解されており、コンピュータによって生成されたものは著作物に当たらないと解されている⁽⁸⁾。したがって、自動集積される大量データについても、その「情報の選択」や「体系的な構成」を、人間ではなくコンピュータが行ったと評価される場合は、著作物に当たらない。ただ、たとえコンピュータが「道具」として用いられたとしても、あくまで人間が「情報の選択」または「体系的な構成」を行ったと評価することができ、結果として著作物と認められる場合はあり得るように思われる。

以上のように、自動集積される大量データは、著作権法上の著作物として保護される場合があるが、「情報の選択」や「体系的な構成」において人間による個性の発揮された創作的表現が行われたと評価できない場合は、著作物としての保護を受けられない点で、その法的保護には限界がある。

2 不正競争防止法による保護

(1) 前提

第二に、自動集積される大量データは、営業秘密として保護される可能性がある。

不正競争防止法は、「営業秘密」に関する一定の行為を不正競争行為と定めた上で（不競法2条1項4～10号）、差止請求（同法3条）および損害賠償請求（同法4条）といった民事救済や刑事罰（同法21条）による

法的保護を与えている。ここにいう「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されている（不競法2条6項）。したがって、営業秘密に当たるためには、①「秘密として管理されている」こと（秘密管理性）、②「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であること（有用性）、③「公然と知られていない」こと（非公知性）が必要となる。

このうち、①秘密管理性が満たされるためには「保有者の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、保有者が実施する具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある」とされる⁽⁹⁾。そして、ガイドラインによれば、「具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位……における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある」とされる⁽¹⁰⁾。

(2) 検討

自動集積される大量データが営業秘密として保護されるためには、上記3要件を満たす必要がある。この点、自動集積される大量データは、①その保有者が合理性のある秘密管理措置を実施することによって、その秘密管理意思が従業員や取引先に対して明確化されている限り秘密管理性を満たし、②その経済的価値からすれば「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」として有用性を満たし、また、③IoT機器を通じて収集される情報は生の事実を少なからず含むとしても、総体として公然と知られていない限り非公知性を満たすと考えられるため、営業秘密に当たる場合は少なくないように思われる。裁判例においても、自動集積された情報に関するものではないが、データベースに関するものとして、全従業員が閲覧可能なデータベースに記録されていた情報について営業秘密に当たることを否定したものがあ一方⁽¹¹⁾、限られた従業員しかアクセスできないデータベースに記録された情報について営業秘密に当たることを肯定したものがあ

る⁽¹²⁾。

以上のように、自動集積される大量データは、営業秘密として保護される場合があるが、それが漏洩して非公知性の要件を充足しなくなった場合は、もはや営業秘密としての保護を受けることができない点で、その法的保護には限界がある。

3 不法行為法による保護

(1) 前提

第三に、自動集積される大量データは、不法行為法によって保護される可能性がある。

ある情報が、知的財産法（著作権法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法等）による保護を受けない場合に、なお不法行為が成立する場合がありますかどうかにについては議論がある⁽¹³⁾。

従来の裁判例においては、たとえ著作権法等の知的財産法上の保護を受けない情報であっても、それが資本や労力を投下して作成・獲得された情報であり、他人がこれを大量にデッドコピーするなどして地域的・内容的に競合する事業を展開したような場合に、結論として不法行為の成立を認めたものが、特に2008年頃まで多数見られた⁽¹⁴⁾。データベースについても、自動集積された情報に関するものではないが、国内に存在するすべての自動車に関する17項目の情報を収録したデータベースについて「情報の選択」および「体系的な構成」のいずれにも創作性がないとして著作物性を否定しつつ、その開発に5億円以上、維持管理に年間4000万円もの費用を支出していること等を考慮して、これを大量にデッドコピーして競業行為を行ったことが不法行為に当たるとした裁判例がある⁽¹⁵⁾。

しかし、わが国著作権法上の保護を受けない映画の利用が問題になった北朝鮮事件において、最高裁判決は、2011年に、「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、……独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている」とした上で、著作権法6「条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当」と判示して、不法行為の成立を認めた原判決を破棄した⁽¹⁶⁾。そして、その後の下級審裁判例においては、当該最高裁判決を一般化したようなフ

レーズが繰り返されており⁽¹⁷⁾、結論として不法行為の成立を認めたものは公刊されている限り見当たらない。

(2) 検討

自動集積される大量データが、たとえ著作権法や不正競争防止法上の保護を受けない場合でも、これを他人がデッドコピーして業務上使用する行為が不法行為に当たる可能性がないかどうかが問題となる。

たしかに、北朝鮮事件の最高裁判決以降、著作権法等によって保護されない情報の利用について不法行為が成立する可能性は限定的のようにも見える。

もっとも、北朝鮮事件の判決は、あくまで著作権法6「条各号所定の著作物に該当しない著作物」について判示したものに過ぎず、少なくとも「著作物」でないものについては、同判決の直接の射程外と考えるべきであろう⁽¹⁸⁾。したがって、自動集積される大量データのように、「著作物」でないものは、それが知的財産法によって保護されないものであっても、他人が多大な費用や労力を投下して作成した大量の情報をデッドコピーして安価で販売して競業するような行為が不法行為に当たるとされる可能性は、なお残されているように思われる⁽¹⁹⁾。

以上のように、自動集積される大量データは、不法行為法によって保護される場合があるが、近時の裁判例に従えばそれは限定的であり、また、仮に不法行為に当たるとしても、その救済方法は損害賠償請求のみであり、差止請求はできないという点で、その法的保護には限界がある。

4 契約法による保護

(1) 前提

第三に、自動集積される大量データは、契約法によって保護される可能性がある。

一般論として、知的財産法による保護を受けない情報であっても、その提供等について契約をすることは可能である⁽²⁰⁾。そのような契約が締結されれば、当該契約が有効である限り、当該契約の相手方に対して契約上の権利を主張でき、もし債務不履行があれば、履行請求（民法414条）や損害賠償請求（同法415条）を行うことができる。

もっとも、契約による保護は、契約が締結された場合において、契約当事者間で効力を有するものであり、契約当事者以外の者に直接及ぶものではない。

(2) 検討

自動集積される大量データについても、その提供等について契約することが可能である。契約による場合は、当事者間の合意によって、いかなる情報について、誰が、どのような条件で、どのような権利を有するものとするか自由に決定できるため、当事者の寄与や投資等に応じたきめ細やかな条件設定や利益分配が可能である点や、国内法の改正では必ずしも容易でない外国における保護を実現できるという国際的実効性の点など、その意義を指摘できよう。

もっとも、契約による保護は、契約当事者以外の者に直接及ぶものではないため、自動集積される大量データが契約当事者以外の者に漏洩してしまったような場合においても十分な保護と言えるかどうかが問題となる。また、契約による場合、当事者の合意内容が、正当な利益分配や円滑な利活用を実現するものになるとは限らないという点も検討の余地がある。

以上のように、自動集積される大量データは、契約法によって保護される場合があるが、たとえ契約が締結されたとしても、契約当事者以外の第三者に直接及ぶものではないという点等で、その法的保護には限界がある。

Ⅲ 立法論

1 問題の所在

前章に見たように、自動集積される大量データについては、現行法上も一定の法的保護を受けられる場合があるが、それぞれに限界がある。そこで、立法論としては、何らかの新たな法的保護を導入すべきかが問題となり、それは最近の日本政府における政策課題の一つにもなっている（上記Ⅰ 2 参照）。

もっとも、同じような議論は、2000年前後に、創作性のないデータベースをめぐって国内外で展開された。この問題について、わが国では不正競争防止法による対応等が検討されたものの⁽²¹⁾、立法的対応はなされなかったのに対して、諸外国においては、創作性のないデータベースについて、その製作者の投資を保護する観点から一定の法的保護を与える立法例が見られる⁽²²⁾。例えば、1996年の欧州データベース指令(96/9/EC)は、実質的投資が行われた一定のデータベースについて特別の権利(sui generis right)を付与することを定めており⁽²³⁾、これを受けて、例えば、ドイツでは、創作性のないデータベースを著作権法上の

著作隣接権によって保護している⁽²⁴⁾。

それから20年近く経過したが、IoTの発展を受けて、すでに欧州データベース指令を有するヨーロッパにおいても、データは誰のものか（いわゆるデータ・オーナーシップ）という観点から大量データ問題が議論されており、欧州委員会が2015年5月6日に公表した「欧州デジタル単一市場戦略」(A Digital Single Market Strategy for Europe)においてこの問題が政策課題の一つに掲げられたことを受けて⁽²⁵⁾、ますます議論が盛んになっている⁽²⁶⁾。さらに、欧州委員会は、2017年1月10日に、「欧州データエコノミーの構築」(Building a European Data Economy)と題する政策を発表し、その中で、自動集積生データ(Raw machine-generated data)についても契約規制やデータ作成者権(Data producer's right)付与等の対応策を示している⁽²⁷⁾。

2 検討

では、自動集積される大量データについて、何らかの新たな法的保護を導入すべきであろうか。この問題は今後の議論に委ねられるが、本稿では以下の3点だけ指摘しておきたい。

1つ目に、保護の必要性についてである。自動集積される大量データは、現行法上も、知的財産法や不法行為法、あるいは契約法などによって一定の法的保護を受けられる場合がある。したがって、何らかの新たな法的保護を導入するためには、現行法上の法的保護では不足な場合や不適切な場合があると言えなければならない。そこでは、人間の創作物でない大量データについて法的保護を付与する以上、そのような保護がいかなる意味で必要なかが問題とならざるを得ないのであろう⁽²⁸⁾。

2つ目に、保護の許容性についてである。自動集積される大量データについて何らかの新たな法的保護を導入するためには、これによって、事実や情報の独占による競争政策や学術研究活動への影響など、過大な弊害が生じることはないと言えなければならない。そのため、仮に何らかの法的保護を導入するとしても、保護の対象、権利の内容・制限、保護期間等を適切に定めることによって、適切な保護と円滑な利活用を促進するような制度設計が求められよう⁽²⁹⁾。

3つ目に、諸外国における議論についてである。先述の通り、ヨーロッパにおいては、創作性のないデー

データベースについて特別の権利を定めた欧州データベース指令があるが、2005年に欧州委員会が公表した報告書は、同指令に対する批判的な見解を示している⁽³⁰⁾。また、最近のヨーロッパにおける「欧州デジタル単一市場戦略」をめぐっても、マックスプランク・イノベーション・競争研究所（ドイツ・ミュンヘン）は、2016年8月16日、「データ・オーナーシップとデータへのアクセス」と題する意見書においてデータ保護の拡大について批判的な見解を示している⁽³¹⁾。こうした諸外国の議論と経験は、わが国の立法論においても参照されるべきであろう。

IV おわりに

あらゆるモノがインターネットに接続されるIoT時代において、IoT機器を通じて自動集積される大量データが持つ高い経済的価値に大きな注目が集まっている。自動集積される大量データは、わが国の現行法でも、著作権法、不正競争防止法、不法行為法、あるいは契約法によって一定の法的保護を受けられる場合があるが、それぞれに限界がある。そこで、立法論としては、何らかの法的保護を導入すべきかどうか日本国における政策課題の一つになっている。

一般論として、新しい“パスワード”の登場と共に、「新しい時代には新しい法制度を」と叫ばれることは、我々がしばしば目にする光景であるが、それが数年も経たないうちに過去の空騒ぎと化していることもまた、我々がしばしば目にする光景のように思われる。したがって、「新しい」とされることが本当に「新しい」と言えるのか、慎重かつ冷静に判断する必要があることはもちろん⁽³²⁾、新しい法制度を設ける必要があること（必要性）と過大な弊害が生じないこと（許容性）は、常に問われなければならない。自動集積される大量データの法的保護という本稿の課題も、我々に課せられたそうしたレッスンの一つと言えよう。

注

- (1) また、特定通信・放送開発事業実施円滑化法が2016年4月27日に改正〔平成28年法32号〕された際に設けられた附則5条2項1号においても、「インターネット・オブ・シングス」が、「インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会」と定義されている。
- (2) See IHS Technology, IoT platforms: enabling the Internet

- of Things, Whitepaper 2016, p.5.
- (3) 総務省『情報通信白書平成28年版』（2016年）4頁以下も参照。
- (4) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2016」（2016年5月）9頁以下参照。
- (5) 知的財産戦略本部・新たな情報財検討委員会（第1回）資料1「新たな情報財検討委員会の開催趣旨及び検討スケジュール」（2016年10月31日）1頁参照。
- (6) 経済産業省・第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会（第1回）資料1「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会について」（2016年10月）参照。
- (7) 著作権法におけるデータベース関連規定は、昭和61年改正〔昭61年法64号〕によって追加されたものである。
- (8) さしあたり、加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、六訂新版、2013年）22頁、上野達弘「著作物性（1）総論」法学教室319号160頁（2007年）、島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、第2版、2016年）19頁〔横山〕等参照。
- (9) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法～平成27年改正版～』（<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/28chikujou/full.pdf>）41頁参照。
- (10) 経産省「営業秘密管理指針」（平成15年1月30日〔全部改訂：平成27年1月28日〕）5頁参照。経済産業省知的財産政策室編著『営業秘密保護の手引き』（商事法務、2016年）も参照。
- (11) 知財高判平成22年4月27日〔日本クリード事件：控訴審〕（第一審判決〔東京地判平成21年11月27日判時2072号135頁〕引用部分）、大阪地判平成26年3月18日〔システムプラン事件〕等参照。
- (12) 大阪地判平成25年4月11日判時2210号94頁〔IBCJapan事件〕、東京地判平成26年4月17日〔モデル情報データベース事件〕等参照。
- (13) さしあたり、上野達弘「著作権法による自由」法学教室426号40頁（2016年）、同「未承認国の著作物と不法行為——北朝鮮事件——」AIPPI57巻9号9頁以下（2012年）参照。
- (14) 京都地判平成元年6月15日判時1327号123頁〔佐賀錦袋帯事件〕、東京高判平成3年12月17日知財裁集23巻3号808頁〔木目化粧紙事件：控訴審〕、大阪地判平成10年3月26日〔コンベヤベルトカバー設計図事件〕、東京地中間判平成13年5月25日判時1774号132頁〔翼システム事件：中間判決〕、大阪地判平成14年7月25日〔オートくん事件〕、知財高判平成17年10月6日〔ライントピックス事件：控訴審〕、知財高判平成18年3月15日〔通勤大学法律コース事件：控訴審〕、知財高判平成20年12月24日民集65巻9号3363頁〔北朝鮮事件：控訴審〕参照。
- (15) 前掲注（14）東京地中間判平成13年5月25日〔翼システム事件：中間判決〕参照。詳しくは、上野達弘「判批〔東京地判平成13年5月25日、東京地判平成14年3月28日〕——翼システム事件——判例評論529号183頁（2003年）参照。
- (16) 最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁〔北朝鮮事件：上告審〕参照。
- (17) 大阪地判平成24年7月5日〔「大江戸浮世絵暮らし」事

件), 知財高判平成 24 年 8 月 8 日判時 2165 号 42 頁 [釣りゲータウン 2 事件: 控訴審], 東京地判平成 24 年 12 月 27 日 [大道芸研究会事件], 東京地判平成 25 年 2 月 27 日 [シートック事件], 大阪地判平成 25 年 4 月 18 日 [星座板事件], 大阪地判平成 25 年 7 月 18 日 [ディスプレイフォント事件: 第一審], 知財高判平成 25 年 9 月 10 日 [光の人事件: 控訴審], 東京地判平成 25 年 11 月 29 日 [プロ野球ドリームナイン事件: 第一審], 知財高判平成 25 年 12 月 17 日 [シャトー勝沼 I 事件: 控訴審], 知財高判平成 26 年 1 月 22 日 [シャトー勝沼 II 事件: 控訴審], 東京地判平成 26 年 3 月 14 日 [旅行業システム事件], 大阪高判平成 26 年 9 月 26 日 [ディスプレイフォント事件: 控訴審], 東京地判平成 27 年 1 月 30 日 [小泉司法書士予備校事件], 知財高判平成 27 年 6 月 24 日 [プロ野球ドリームナイン事件: 控訴審], 知財高判平成 27 年 10 月 6 日 [著作権論文事件: 控訴審] (第一審判決 [東京地判平成 27 年 3 月 27 日] 引用部分), 知財高判平成 27 年 11 月 10 日 [スピードラーニング事件: 控訴審] (第一審判決 [東京地判平成 27 年 3 月 20 日] 引用部分), 知財高判平成 28 年 3 月 8 日 [インタープライズコンサルティング事件: 控訴審] (第一審判決 [東京地判平成 27 年 9 月 11 日] 引用部分), 知財高判平成 28 年 4 月 27 日 [液滴法プログラム事件: 控訴審] 参照。

(18) 上野・前掲注 (13) 「未承認国の著作物と不法行為」17 頁以下参照。

(19) 上野・前掲注 (13) 「著作権法による自由」45 頁参照。

(20) そのような契約は, 実務上「ライセンス契約」や「使用許諾契約」等と呼ばれることがあるとしても, 排他権に基づくものでない以上, 厳密には「許諾」や「ライセンス」に当たらないというべきであろう。実際のところ, 著作権法においても, 「許諾」という文言は, 著作権等の排他権の対象となる行為について用いられているのに対して (著作権法 63 条等参照), 排他権の対象とならない行為について用いられる「承諾」という文言とは使い分けられている (同法 26 条の 2 第 1・4 号参照)。

(21) 産業構造審議会知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向性について」(2005 年 2 月) (<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/04fukyohoshou-1.pdf>) 参照。

(22) 詳しくは, 梅谷真人『データベースの法的保護——現行法制度の機能・限界と立法論的検討』(信山社, 1999 年), 長塚隆「EU のデータベース保護政策」情報科学と技術 49 巻 7 号 340 頁 (1999 年), 同「データベースの法的保護——ヨーロッパにおけるデータベースの新たな権利 sui generis をめぐる動き」情報管理 44 巻 5 号 332 頁 (2001 年), 同「データベースの保護制度の現状と課題」情報管理 46 巻 12 号 816 頁 (2004 年), 蘆立順美『データベース保護制度論』(信山社, 2004 年), 同「イギリスにおけるデータベース保護の変容 (1) (2) (3・完)」法学 67 巻 6 号 304 頁 (2004 年)・75 巻 4 号 349 頁 (2011 年)・76 巻 3 号 219 頁 (2012 年), 同「データベース権によって保護される『投資』の範囲」相澤英孝ほか編『知

的財産法の理論と現代的課題』中山信弘先生還暦記念 (弘文堂, 2005 年) 473 頁, 同「欧州データベース保護指令に関する動向」日本工業所有権法学会年報 30 号 230 頁 (2007 年), 同「データベースの保護」著作権研究 36 号 70 頁 (2010 年) 参照。

- (23) Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases.
- (24) ドイツ著作権法 87a 条以下参照。また, 韓国著作権法 91 条以下も同様。
- (25) See e.g. European Commission, A Digital Single Market Strategy for Europe (COM (2015) 192 final) on May, 6, 2015, p.15.
- (26) See e.g. Herbert Zech, A legal framework for a data economy in the European Digital Single Market: rights to use data, 11 (6) JIPLP 460 (2016); Andreas Wiebe, Protection of industrial data – a new property right for the digital economy?, GRUR Int. 2016, 877; Wolfgang Kerber, A New (Intellectual) Property Right for Non-Personal Data? An Economic Analysis, GRUR Int. 2016, 989.
- (27) 蘆立・前掲注 (22) 「データベースの保護」80 頁は, データベース保護の根拠について, 「データベースの開発の促進を目的とする理解」と「情報取引市場の確立という目的」を区別し, 「法的保護の必要性の議論においては, 両者の区別を意識した議論を行うことが要求されよう」と指摘する。
- (28) See European Commission, Communication on Building a European Data Economy on 10.1.2017 (COM(2017) 9 final), pp.10; Staff Working Document on the free flow of data and emerging issues of the European data economy, pp.30.
- (29) 例えば, 欧州データベース指令やドイツ著作権法におけるデータベースの保護期間は公表後 15 年と定められている一方 (欧州データベース指令 10 条, ドイツ著作権法 87d 条), 韓国著作権法におけるデータベースの保護期間は製作完了後 5 年と定められているなど (韓国著作権法 95 条), 著作権隣接権による場合でも法的保護の内容設定には自由度が高いことを指摘できよう。
- (30) DG Internal Market and Services Working Paper, First evaluation of Directive 96/9/EC on the legal protection of databases, on 12 December 2005. 詳しくは, 蘆立・前掲注 (22) 「欧州データベース保護指令に関する動向」236 頁以下参照。また, 指令採択当初からの批判的学説については, 蘆立・前掲注 (22) 『データベース保護制度論』207 頁以下参照。
- (31) Josef Drexler, Reto M. Hilty et al., Data Ownership and Access to Data: Position Statement of the Max Planck Institute for Innovation and Competition of 16 August 2016 on the Current European Debate, Max Planck Institute for Innovation & Competition Research Paper No.16-10.
- (32) 時代や技術の変化と法制度については, 上野達弘「時代の流れと著作権法」ジュリスト 1361 号 62 頁以下 (2008 年) 参照。
(原稿受領 2017. 1. 5)